

## 令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第10回）議事録

- 1 日 時 令和5年3月16日（木曜日）18：30～20：15
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール
- 3 出 席 大坂委員，奥田委員，小野委員，小幡委員，菅野委員，熊井委員，佐々木委員，柴田委員，高橋（勝）委員，高橋（秀）委員，寺田委員，中嶋委員，三浦委員  
※欠席：秋山委員，鹿野委員，加納委員，西尾委員，支倉委員，早坂委員，山下委員

[事務局]西崎障害福祉部長，小幡障害企画課長，清水障害者支援課長，鈴木指導担当課長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長（所長代理），大類精神保健福祉総合センター主幹（所長代理），薦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，高橋青葉区障害高齢課障害者支援係長（課長代理），天野宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，吉田太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，三條泉区障害高齢課長，小西企画係長，阿部サービス管理係長，前田社会参加係長，佐藤地域生活支援係長，佐藤主幹兼障害保健係長，及川施設支援係長，高橋指導係長，田所主任，大谷主事，五戸主事，篠木主事，成田主事，横尾主事

ほか傍聴者4名

### 4 内 容

#### （1）開 会

#### （2）会長挨拶

会 長 皆様，おばんでございます。

1週間に2回来ていただいた方であるとか，3回目の方も多分いらっしゃると思いますが，会議が始まりまして皆様にはご苦勞をおかけしているところでございますが，この前も申し上げましたように仙台も春になって，花粉症がひどい方，私も含めてたくさんいらっしゃるって，3月は卒業の季節で，この委員会も新たに高橋委員さんを今度お迎えして，来年度以降しっかり進めていくということで行いたいと思いますが，今日はこれまでやってきた我々に関わるることについての進捗状況，来年度どう進めていったらいいかということについて皆様と議論してもらいたと思います。どうぞよろしくお願いたします。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして，新たに就任された委員をご紹介します。

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第10回）

熊谷経光委員のご退任に伴い、新たに高橋勝彦様が就任されました。高橋様より一言、ご挨拶をお願いいたします。

高橋（勝）委員

おばんでございます。

今、ご紹介にあずかりました熊谷委員の後ということでお引き受けをしたんですが、何か非常に大役というような感じでおります。私でできることがあるんだろうなというふうな思いで委員を引き受けました。社会福祉法人わらしべ舎で理事長をしております高橋と申します。皆さんの足を引っ張らない形で協力をしていきたいというふうに思いますので、よろしくひとつお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は会長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

### （3）議事録署名人指名等

#### （1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

#### （2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より菅野委員の指名があり、承諾を得た。

### （4）議事

#### 協議事項

- （1）令和4年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況について
- （2）次期「仙台市障害者保健福祉計画」、「仙台市障害福祉計画（第7期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」の協議スケジュールについて（案）

#### 報告事項

- （1）次期計画策定に係る国の動向について

#### 協議事項

- （1）令和4年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況について

会長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

それでは、次第2の議事に入ります

協議事項（1）令和4年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長） 協議事項の（1）についてご説明いたします。

協議事項の1，障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況につきましてご説明いたします。

資料は1，横長の表ですね，各施策の推進状況をご覧ください。

現行の障害者保健福祉計画では、「共生の都・共生する社会」という理念のもと、5つの施策体系を柱に各種事業を進めているところでございます。7月の第2回協議会では、この事業進捗状況ですけれども、「令和4年度の事業の進め方」という欄までこの資料でお示ししておったところではございました。今回は、「令和4年度質的モニタリングで出た意見等」、「令和4年度実績見込み及び評価」それを踏まえた「令和5年度施策展開」を追記いたしまして、今年度の実績として資料を整理させていただきました。本日は、このボリュームがかなりありますので、このうちの一部を抜粋してご報告させていただきます。

まず、施策体系①「共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進」の柱になります。こちらのほうでは、障害理解サポーター事業につきまして、受講者などを対象とした質的モニタリングの中では「障害をより身近に感じるようになった」というようなご意見をいただいたとともに、令和4年度には、サポーター養成研修の開催29回、参加人数846人という実績を残しましたが、障害者の日常的な利用が見込まれるサービス関係の企業の研修申込みが低調でしたと、そういうような評価をしております。令和5年度には、民間企業に対して条例改正の周知とともに研修受講の働きかけを行うということで、民間企業の特にサービス関係企業の受講というところへの働きかけを行いたいというふうに考えております。

次に、施策体系②の「障害のある児童や発達に不安がある児童に対する支援の充実」というところにつきまして、3ページの中段をご覧ください。こちらのほうにございます幼稚園・保育所・学校等とアールとの連携の強化についてという項目につきましては、今年度の質的モニタリングで「発達特性に合わせた支援や要支援度が高い児童をどこが支えるか、仙台市での就学前療育システムの明確化・具体化があるといい」というようなご意見をいただいております。令和4年度には、保育所・幼稚園の訪問支援を63か所ずつ行うなどの実績がありましたが、令和5年度には、在籍する各機関で一定の支援が行えるよう、個別支援と連動した施設訪問を戦略的に行う展開を考えております。

次に、施策体系③「地域での安定した生活を支援する体制の充実」につきまして、5ページの下段をご覧ください。こちらにございます医療型短期入所の連携強化というところにつきまして、質的モニタリングで「日常的に医療的ケアが必要な知的障害児者や動ける重症心身障害児者を受け入れている場合、医療ニーズへの対応及び行動面への支援体制を整える必要がある」といったようなご意見をいただきました。また、重症心身障害児医療型短期入所コーディネート事業の新規相談件数が18件というように実績がございましたが、特定の事業所に利用が集中するなど、住み慣れた地域で生活し続けるための支障になっている課題の解決に向けた取組が必要

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第10回）

という評価をしております。令和5年度には、担当国会議や研修等により事業所間の連携強化、支援技術の向上を図って、的確なコーディネートの実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、10ページ中段のほうをご覧ください。

施策体系④の「生きがいにつながる就労の社会参加の充実」というところにつきまして、2020東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成事業というところにつきましてですが、質的モニタリングでは「当事者が障害者スポーツに取り組むには環境や用具を整える必要があり、まだハードルが高い」というようなご意見をいただきました。実績としまして、パラリンピックスポーツ教室計6回実施、ボッチャ体験会2回実施など、障害者スポーツを体験する機会をつくってきましたが、令和5年度には、パリパラリンピックに向けまして、広く障害者スポーツに関心を持ってもらい、障害理解につながる取組を進めようということとしております。

次に、13ページ下段をご覧ください。

施策体系の⑤「安心して暮らせる生活環境の整備」というところにつきまして、生活介護事業所の整備であるとか、老朽化施設の建て替え等について、質的モニタリングで「老朽化に伴い支援に支障が出ている」というようなご意見をいただきました。また、今年度は老朽化が著しい民間の生活介護事業所の建替え整備費補助というものを実施しております。令和5年度には、生活介護事業所の需給状況に鑑みて、青葉区での施設整備補助を行う予定というふうに事業展開を考えてございます。

以上、項目を抜粋してご報告しましたが、その他の項目につきましては、資料を後ほどご覧いただければと思います。

協議事項1につきましては、説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より、協議事項（1）仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の進捗状況について説明がありました。

皆さんからご意見、ご質問をいただきたいんですが、まず事前質問票をいただきました寺田委員さんからお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

寺田委員 仙台市社会福祉協議会の寺田です。

お手元に配布されています質問に書いてあるとおりですが、今の資料1の最初のページの右上の施策展開に、条例改正されると合理的配慮の提供が法的義務となる民間事業者への周知広報を強化するというのが明記されました。これは非常に感謝したいと思います。

あわせて、この資料の13ページ、前をお願いをしていたんですが、13ページのノンステップバスの整備状況ということで22両、4年度にありましたというのは右から2つ目の欄に書いてあります。全体で何両あるうち、どこまで整備されたと

いなのをお願いしていたところ、今回466両のうち428両までがノンステップになりましたと追加して書いていただきました。計算すると91.8%まで、あと38両、全部ノンステップになるのかどうか分かりませんが、5年度、28両予定しているということです、そうすると残り10両までは進むのかなというのが非常に分かりやすくなりました。次回以降も、実績の欄にこの全体のどこまで進んだか分かるように記載していただければということもお願いしたいと思います。

そして、また1ページ目に戻っていただきまして、この合理的配慮の提供の話をしてしましたが、障害者差別解消条例の改正の周知広報するための研修会とか、そういったものについては、これまではどちらかというと民間事業者等から申込みが来たときに対応するという形だったかもしれませんが、新たに条例が変わりますので、申込みを待つというよりは受講につながる働きかけを行うと記載されたということが非常によいことなのかと思えます。

いい意味で押売的にもうプッシュしていただいて、条例の趣旨とか、あるいはどんなときにどんな配慮とか対応すべきかなどについて、とにかく広報周知をしていただきたいし、その道具として、まずとにかく親しみやすく分かりやすいリーフレットのような最低限の認識していただくものを作っていただいて、さらに突っ込んでより詳細に学習とか、あるいは配慮の検討をしたい事業者に向けては、一昨日配られましたけれども、すごい事例も豊富な解説版などのほうにそっちにアクセスできるような例えばQRコードをつけて誘導するなど、入り口はとにかく知っていただくきっかけ、その後より詳しく調べたいときはそこからアクセスしやすいような、そんな工夫をぜひしていただければと思ったところです。

非常に詳しい資料をいただきましたけれども、全体的に施策展開、この資料1のとおりだと思いますけれども、5年度の事業計画と当初予算の中で特に新たにこの取組を始めたとか、あるいはこれまでの事業予算を大幅にこれは強化しなくてはいけないということで拡充したものがあつたとすれば、それを委員会で示していただければなというのが最後質問の部分でございます。特にこの辺は予定より遅れているとか、そんなのもあつて強化したものがあればお話しいただければと思います。

以上です。

会 長                    ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで最後のところ、いいですかね。答えられる範囲でお願いいたします。

事 務 局                    障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

まず、ご質問いただきました来年度の主なところの事業、こういったものをやるというところで、ちょっと主なものということでご紹介させていただきます。令和5年度の新規事業というところで行きますと、ひきこもり状態にある方に適切な支援を届けるために、実態やニーズの把握のために行いますひきこもり支援ニーズ調

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第10回）

査というものを新たに行う予定としておりまして、そちらのほうに4,170万円というところで予算措置されております。

また、そのほか予算を拡充したものの一例ということでいきますと、発達に不安を抱える未就学児及びその保護者への支援、児童の受入先となる保育園、幼稚園等への支援を行います就学前療育支援推進員というところに5,756万円予算措置をしているというところがございます、こういった事業を踏まえながら展開をしていきたいというふうに考えております。

会 長 ありがとうございます。

寺田委員、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。進捗状況ということで、今回は皆様にもお手伝いいただきましたモニタリング等々のところも入れて資料をお作りいただいている、前向きな来年度以降取り組んでいかなければいけないというようなことについてもしっかりとコメントをいただいておりますので、皆様のそれぞれお気づきになったことで何かあればと思いますが、よろしいでしょうか。

次のところで、実施計画の進め方ということも含めて、ご意見頂戴したほうがいいですかね、最後のところで。では、よろしいでしょうか。もう一つ進めてから皆様にご意見頂戴したいというふうに思います。

### 協議事項

(2) 次期「仙台市障害者保健福祉計画」、「仙台市障害福祉計画（第7期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」の協議スケジュールについて（案）

会 長 それでは、協議事項（2）次期「仙台市障害者保健福祉計画」、「仙台市障害福祉計画（第7期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長） 協議事項2の計画の協議スケジュールにつきましてご説明いたします。

資料は、資料2「協議スケジュール（案）」というところでご覧いただければと思います。

前回1月の協議会のときには、計画策定に係る大まかなスケジュールはお示ししておりましたが、今回、来年度予定しております協議会のスケジュールと、それから各会の検討内容をご説明させていただきます。

まず、資料の一番左側の欄、施策推進協議会の縦の欄をご覧になっていただきたいと思います。5月の第1回の協議会では、これまで実施してまいりました障害者等保健福祉基礎調査の結果報告、それから、それに基づく課題の整理であるとか、検討テーマの提案ということで行う予定としております。

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第10回）

次、第2回が7月、それから第3回が8月、第4回が9月と、3か月連続で行うこととなりますが、そちらの3回の協議会では、計画の総論であるとか理念、施策体系や障害福祉計画の到達目標など、そういったところを3か月にわたって整理してまいります。また、その3か月では、テーマ別の議論ということで設けさせていただきますので、3回通してそれぞれいろいろなテーマのもとにご意見をいただきたいというふうに考えてございます。

それらを踏まえまして、10月に行います第5回の協議会では中間案の骨子をお示ししまして、ご意見をいただいた上、11月の第6回の協議会で中間案の取りまとめ、それからパブリックコメントの概要をお示しする予定としております。あわせて、協議会と並行しまして、現行計画の事業実施状況のモニタリングも実施する予定としております。

最終的には、3月第7回の協議会によって答申案というところで取りまとめをさせていただきますので、年度内に市長に答申という予定で進めてまいりたいと考えてございます。

それから、本協議会と、本協議会以外の障害関係の3つの審議会・協議会というところの検討経過も本協議会に報告いただいて、計画に反映させてまいりたいというふうに考えております。

このスケジュール表でいきますと、ちょうど右側のところに障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会、発達障害者支援地域協議会と3つの会議体を並べてございます。このうち障害者自立支援協議会というのは、障害児者への支援体制に関する課題について情報共有であるとか、体制整備等について協議を行っている会議体でございます。現在は基幹相談支援センターであるとか、地域生活支援拠点の連携による相談支援体制等の検討・整備、そういったところの議論を進めているところでございます。

真ん中の精神保健福祉審議会につきましては、精神保健福祉に関する事項を調査審議する機関で、現在、「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、こういったものの検討を進めているところでございます。

次に、発達障害者支援地域協議会というものにつきましては、発達障害者への支援体制に関する課題について情報共有であるとか体制整備、そういったところの協議を進めているものでございまして、現在は「成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方」というものの検討を進めているところでございます。

これらの会議体につきましては、計画策定のための検討を行っているというわけではございませんので、本協議会としてそれぞれの会議体に最終的な検討結果を求めるものではありませんが、それぞれの検討経過について10月あたりの協議会で報告を受けまして、それらを踏まえまして中間案の骨子として取りまとめる予定としております。

以上のようなスケジュールと検討内容で新年度の協議会を進めてまいります。こ

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第10回）

のスケジュールにもありますとおり、また来年度も毎月のような協議会開催となり恐縮ではございますが、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

協議事項（2）につきまして、説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

ただいま、事務局からご説明をいただきました。

皆様、1番のところも含めてご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。

では、奥田委員さんあたりから順番でいいですか。

奥田委員

愛泉会の奥田です。よろしくお願いいたします。

先ほどありました老朽化に伴う基盤整備の件ですが、モニタリングで施設にお邪魔した際に、施設整備のお話を伺いました。築50年経過した施設の生活状況等のお話を頂き、また、施設の中を見学し、居住棟を案内いただいた際に、老朽化に伴う、ご利用者の生活環境改善が早急に必要なことなどをお伺いし、大規模改修等についての計画について伺った際に、自己資金だけでは難しく、補助金等の助成が必要なことなどお聞きしました。現状の生活の場は、高齢者にとっては、居室が和室で生活しにくい事や暖房を入れても隙間風が入り、居室が温まりにくい事などトイレが使いづらいなどの生活上の不具合が多く、環境整備が必要なこともお聞きしました。3.11の大地震の影響がいまだに施設の中に見られ、老朽化に伴う大規模改修工事整備費用の助成を検討いただき、ご利用者の生活環境の改善を図り、経年劣化した施設から、順を追って大規模改修、建て替え等の検討が必要と感じました。

会 長

ありがとうございました。

要望ですね。施設について早急に整備が必要ということですね。ありがとうございました。

小野委員さん、お願いいたします。

小野委員

NPO法人Switchの小野です。

私のほうからは、資料1の16ページ分の9の一般就労・福祉的就労のところの感想になります。施策自体の流れは同意ができる状況ではあるんですが、懸念していることがありまして、つい先日、うちの事業者の出身ではない方なんですけれども、障害者雇用で8年働いている方とばったり道で会ったときに立ち話をしていたんですけれども、その方が「いきなり2月末に、3月末で終了になるというふうに言われたんです」というふうに言ってきました。理由というのが、会社でDXが進んで自分がやっていた事務がなくなって、会社のほうは働ける現場のほうの仕事で男性の新しい障害者の方を雇うということみたいなんですというふうになって、それが先週でしたので、「そういう宣告を受けてから有給消化まで含めてあと何日かしか会

社に出勤しないんですよ。7年以上働いてもそんなもんなんですね」と。

その方はとっても明るい方でしたので、もう次に向かって動いてはいますし、ただそれを聞いていて思ったのが、やはり現実的にこういうふうなことでもう十分耳に入るようになってきたなというのが実感です。本当に障害者雇用の世界だけじゃなくて、職場の中でも新しいDX化というところと、それに伴ういろいろな人の職務の仕方とか働き方というところの改革が始まっていると思うんですけども、こういったときに何とか相談をしてもらえたりとか、私たちも相談に乗れたりする体制というのがやはりとってもこれから重要になるんじゃないかなというふうに思っています。

こちらの施策の中にもどうしてもまだ、十分仙台の一般就労の流れが仙台市就労支援センターさんをお願いして頑張っていたいただいて、目標値は達成して思うんですけども、やはりこれから5年間以上のことを考えたときに、定着とか働きがいを持って働いていく、その会社の一員として働いていくという視点では、就労に対する入り口の支援だけでなく、やはりどうやって継続していくかとか、もっと言うところの会議でやっているような、皆さんとどうやって一緒にこの町で暮らしていくかというところの施策というのが本当に重要になってくるなというふうに感じました。なので、実際に動いていく中で、単年度の中にもう少し定着に関する具体的な施策というのが、こちらの就労の中の部門でもきちんと項目が立っていける必要性というのは、支援者がそこをもっと勉強していったりとか、企業と もっと関わっていくというスキルも含めて必要になってくるのかなというふうに思いました。

以上です。

会 長            ありがとうございます。

すごく重要な視点で、今世の中の産業構造が大きく変わってきている中で、働き方も変わってきているし、それから必要とされるいろいろなスキルについても変わってきているので、決して障害者支援でそれに遅れることなく支援が必要だということのお話ですよ。（「そうです、はい」の声あり）そのところをしっかりみんなが受け止めてかなえていきたいと思います。ありがとうございました。

小幡委員さん、お願いいたします。

小幡委員        仙台弁護士会の小幡でございます。

資料1の点で、令和5年度施策展開についての意見ということで、1ページ目の下の段、虐待防止・成年後見制度等というところの令和5年度施策展開のところなんですけれども、まず仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会について、関係機関の情報共有だけではなくて、研修や事例共有を行って分析していくというようなお答えがあるんですけども、今回条例の見直しでやはり差別に関する情報の収集や整理を行っていくというようなことも入っているので、その点、積極的に対応

していったらいいのではないかと思います。

今回例えば施設従事者による虐待があるとか、件数が出ていますけれども、そういう事例を少し詳しく分析をして情報共有をしていくということも併せて行ったらいいのかなと思います。また、研修についても、例えば施設従事者の虐待というものが確認されたものについては、個別研修や指導を行っていくですとか、事業所全体での従事者の研修を行うですとか、少し具体的な対応をするということを令和5年度の施策展開の中に入れていったらどうかなと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

条例をつくって終わりではなくて、スタートラインに立つだけだから、それで進めていこうということと、あと従事者の人のところというのがやはり目立つようになってきたので、しっかりやってくださいというお話だと思います。本当にそのとおりだと思います。ありがとうございます。

菅野委員さん、お願いいたします。

菅野委員 仙台市サンホームの菅野と申します。

私のほうは、16分の4のところにあります真ん中の辺りの児童館等における要支援児の受入れというところに関してですが、当園でも地域支援の活動の一環としまして、併設の児童館にいらっしゃる児童のサポートあるいは支援として先生方にスーパーバイズの形で相談支援をしております。最近運営会議がございまして、その中でコロナ禍の中でなかなか学校でも集団で集まるような機会がないということで、そういうトレーニングがないまま3年間生活している状況のようです。そのような中でさらに難しさを抱える（発達支援を必要とする）子どもたちが混乱をしたり、パニックを起こしたりして困っていらっしゃる様子もと伺いました。

この文章の実績の見込み及び評価のところには、「要支援児の受入れ態勢の充実や巡回指導の実施、職員のスキルアップにより、要支援児の支援の充実が図られた」と書いてありますが、その充実というものをどのように捉えて達成されたと解釈しているのかなと思います。現場ではかなり困っていらっしゃる様子もありますので、そういう声を聞いたときに、少し現場の声や実際の支援、そして行政のところとの認識のギャップを感じてしまうところがあります。その評価のところをどのような形で評価していくかというところを一緒にこれから探っていきながら、現場での混乱、あるいはそういうものが低減するような、そういう取組をしていかなければならないなと思った次第です。私の覚悟も含めてというお話です。

会長 ありがとうございます。

これで達成されたから終わりでは困るという話と、このままということではなくて、もっと前に進めていきましょうということのお話だと思います。そこに目をや

って頑張ってきたというところが多分気になったんだと思うんですけども、そういうところに視点が行っているということなので、さらに私たちはそれがもっともっと前に進んでいくように、この協議会の中で議論を深めていくことができればというふうに思っております。そういうことでよろしいでしょうか。決して終わりということは、もう達成されたからやめるということではなくて、そういうことを認識しながらもっと前に進めていきたいと思いますというところを一緒に確認していければと思うんですけども。

菅野委員 充実が図られたというところのその評価の視点というか、そういうところがやはり共に考えられたらいいなというところですよ。

会長 了解しました。しっかりそういうことを来年度やっていければというふうに思います。ありがとうございました。

では、熊井委員さん、よろしく願いいたします。

熊井委員 熊井です。

2点感想と、それから1点質問なんですけれども、1つ目の感想は、先ほど寺田委員さんのほうからお話があった合理的配慮の提供を含めた差別解消法の改正の周知という話で、自分の話なんですけど、私立大学の教員をやっている友だちなんかと話をしていると、知っている人ももちろんいるんですけども、国立大だけじゃない私立大でも合理的配慮の提供というのは努力義務ではなくて義務になっているんだということをまだ知らないというふうに言っている人たちが結構いるので、やはり押し売りにプッシュという表現がとていいなと思ったんですけど、繰り返し繰り返しその情報に触れる機会というのをつくっていくことで、少しずつ理解を進めていっていただくというふうにしかやりようのないところもあるのかなと思うので、とても大切な話だなと思って聞いていました。感想の1つ目です。

それから、もう一つの感想というか理解なんですけど、以前この会議の中で、仙台市の条例の改正の文言の中で、第3条第4項のところでは意思疎通のための手段についての選択というのが新しく今回の改正の中で入って、その意思疎通のための手段の具体というものについても、例えば県とかほかの自治体で条例の中に明記しているところがあると。仙台市はどうするんでしょうかということで質問したときには、施策の中でその具体というのを対応しているんだというふうなご回答をいただいたんですけど、今回改定いただいたこの施策の推進状況というのを読んでいく中で、16ページ分の12ページのところの上段、中段のところでは意思疎通支援というのがあって、あのとき回答いただいていた意思疎通のための手段の具体というのはここで示されていることなんだなと。点字、音声、手話、要約筆記、盲ろう通訳など、音声でデージーとか、カセットとか、朗読とか、YouTubeなんていうのをやるんだというのを示されているんだなと思ったので、こういった意思疎通のための手段につ

いての選択の機会が提供されるということ仙台市がやっているだけではなくて、さっきの話にあったように、今後そういったことを提供していくのは民間のいろいろな会社とか事業所も同じなんですけど、こういう手段があるよということをいろいろな媒体を通してやはり周知していただくと、こういうやり方で支援の一つになるんだなということの理解にまた進むのではないのかなと思って、見て読ませていただきました。これは感想の2件目です。

それから、質問の1点は、意思疎通に関しては分かったんですけども、情報の取得または利用のための手段についての選択という文言もたしか条例の中に新たに書き加わったんですけど、これの具体というものが施策の中で実現されるという話になるとは思うんですけども、それに関しては令和5年以降に関しては、例えば今意思疎通支援あたりの項目にさらに追加されることになるのか、また別の項目をつくってそちらに明記されることになるのか、そのあたり、もし予定等があれば教えていただきたいなと思って聞いてみました。お願いします。

会 長 　　ただいま熊井委員からの質問について、事務局お願いいたします。

事 務 局 　　障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) 　　条例の中で情報の取得というところの確保、支援というところなんですけど、確かに今回の令和4年度の施策の推進状況の中で提供といいましょうか、意思疎通支援のいろいろな情報の媒体というところはお示しさせていただいたところでした。もちろん取得の部分、こういった媒体を使って情報を取得していただけるというところはあろうかと思いますが、なお具体的なおところをもう少し追加できるものがあるかどうかとか、併せて検討してまいりたいと思います。

会 長 　　ありがとうございました。  
それでは、佐々木委員さんお願いいたします。

佐々木委員 　　仙台歯科医師会の佐々木です。

16分の9ページの一番最後のところですか、福祉的就労の充実のところの一番右端のところ、障害者就労施設等からの物品等調達の推進のところなんですけれども、前もちょっとお話ししたことあると思うんですけども、何年か前に歯科医師会のほうで障害者歯科学会をやったときに、全ての施設じゃないですがいろいろな施設に声をかけて、物品の販売だとかお弁当の販売だとかしていただいたことがあるんですけども、もともと医療系の学会ってそういうことに対する理解ってかなり深いので、恐らくアプローチしてもらえれば断られることってほぼないと思うんですよ。特に障害者医療とか、小児医療とかという文言がついているような学会であれば、大分、学会もここ3年ぐらい止まっていたけれども、ほとんど実開催になることがもう決まっていますので、ぜひ物品の販売とかを学会とかに働きかけてい

ただとかなり大きな数をはけるんじゃないかななんて思って聞いておりました。

あと、ちょっと個人的なことなんですけれども、16分の13のバリアフリーデザインのバスのベンチの設置なんていうのもそういうことに入るんだなんて思って聞いていたんですけれども、自分の診療所の目の前のところも、実はどなたかが便利だろうというのでベンチを置いていたのが、これは不法な物なのでいつまでに撤去しますみたいな感じで出ていまして、実は設置された方も僕は個人的に知っていて、善意でされたことなんですけど、それが撤去されて、おばあちゃんとかすごく便利がっていたのになんて思ったら、ベンチを新たに設置していただきまして、すごく近所の方たちは喜んでおりましたという感想です。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

一つアイデアとそれから住民の方がきっかけをつくっていただいて椅子の設置につながったという事例ですね。ありがとうございます。

中嶋委員さん、お願いいたします。

中嶋委員

仙台市障害者スポーツ協会の中嶋です。

私は16分の10ページのところですけども、2020東京パラリンピックに向けた選手発掘で開催事業等のところですけども、これからパリパラリンピックに向けて様々な障害理解促進につながるよう取組を検討しながら事業を進めていくということでありまして、もちろん市民の方々に障害者スポーツに関心を持っていただき、その中で障害理解を深めていくということはすごく大事なことではあると思うんですが、やはりパラリンピックの選手を発掘していくということも非常に大事なことでして、東京では大分世代交代の時期を迎えていたように思いますので、例えば在仙の方々の中にも日本のトップアスリートとして活躍できるような方々を発掘していくということも、こういった理解促進とともに進めていく必要があるかなというふうに感じております。

それと、先ほどのバスの件ですけども、やはりこれだけノンステップバスが整備されるということでは、非常に障害のある方々の社会参加にもつながっていくと思いますので、とてもよかったなというふうに思いました。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、柴田委員さん。

柴田委員

宮城県自閉症協会の柴田です。よろしくお願ひします。

2つあるんですけども、1つは16分の2ページ目の先ほど説明があった各施設とアーチルとの連携というところがありますけれども、まずは在籍しているところ

ろで見られるようにということで、アーチルと連携をしていくというのは分かるんですが、今の時点で本当に忙しいというか、なかなか相談できないというか、そういうところもありますので、浸透していくまでにはすごく大変なんじゃないかなと思うんですね。つい最近聞いた話の中で、保育所のほうに親がこうしてほしいと伝えてもなかなか聞いてもらえなかったのに、アーチルさんに入ってもらったら即聞いてくれたと、そういうことも相談されたりしてましたので、やはり専門的なところから言われると聞くという感じになっているのかなというふうに思うので、その辺もやはり支援者側もアーチルさんを頼ると思うんですね。親も頼っているんで、入り口がやはり温かければ、私たち保護者も子どもも何か頑張っていけるみたいないところがあるので、北部ができて10年ぐらい経ってから南部ができたような記憶なんですけど、東西に広がってもいいかなと。専門性を持った方たちをいっぱい育ててほしいなっていうのが1つです。

あとはもう一つは、先ほどのスケジュールのほうなんですけれども、12月から1月パブリックコメントというふうになって、つい2日前に件数が少なかったねというのと同じでやはり時期なんですね。これってやはり会議をしていく上でしょうがないのかなと思いつつ、もう一回市政だよりを見てみたら、その時期にパブリックコメント5つあったんですね。その一番最後の5番目に書かれてあったので、それも何となくなあというふうな思いがありました。それがやはりこのスケジュールはこのままなのかなというのが質問です。

以上です。

会 長 柴田委員、ありがとうございました。

これはあれですね、即答はできないかもしれないけれども、工夫は必要かもしれませんね。事務局いかがでしょうか。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

一昨日ですね、パブリックコメントを同じようなスケジュールでやっていて、年末年始にかかるからなかなか見ていただけないかなとか、ちょっと人数が少なかったかなというようにお話をいただいた後で同じようなスケジュールを出すというのは大変恐縮ではございますけれども、すみません、事務的なスケジュールというところから申し上げれば、どうしても協議会で様々な議論をしていただきたいということで、そこまでの11月までの期間で何とか回数を1月1回というかなりハードなスケジュールかと思うんですけれども、そこでテーマをいろいろと皆さんに議論いただいてご意見をいただいてまとめるという作業がどうしても11月ぐらいまではかかってしまうかなというスケジュールになると、パブリックコメントを取る時期が大体この時期になってしまって年度末を迎えるというような、すみません、役所的なスケジュールかもしれないけれども、そういったところにちょっとスケジュール的には落ち着いてしまうのかなと。

なので、もう一つの手段としては、あとは広報というようなところで、やはり障害のある方々、特にご意見をいただきたいというところは私たちの思うところですので、そういった関係する団体とか関係する機関のほうにパブリックコメントをお願いするとともに、皆さんに周知していただいて幅広くご意見をいただきたいというようなお願いをして、少しでもパブリックコメントのご意見をいただけるような形で、そういう工夫をして何とか回答数が多くなるようにしていければなというふうに考えますので、何とぞご理解いただければと思います。

会長

工夫というような部分は、実はパブコメが出たときに、例えば自閉症協会さんでパブコメについて勉強会をしてもらって、それぞれ意見を出してもらうとか、そういうことも重要だと思うんですよ。ただ書いてくださいねではなくて、それぞれの事業所で話してもらうとか、親御さんにもちょっとみんなで取り組んでみようと言って働きかけるとか、何とかそういうもので少し変わってくるところもあると思いますし、それから就労支援なんかのところだと、受け入れてくださっている事業所なんかにも働きかけていろいろなことを、どうしてもこうするというよりはやはりみんなで悩んで、話しながら前に進むという対話が重要なので、パブコメもそういう材料を工夫して上手に使えればいいというのがすごく重要なところだと思うので、その辺についても年度明けてから少し皆さんがそれぞれ所属しているところや事業所で日程を組んでいただけるといいのかなとは思ったりしています。よろしくお願いたします。

以上です。

では、高橋委員さん、お願いたします。

高橋（秀）委員

仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

2つお話ししたいと思います。特に意見ということではありません。

1つは意思疎通支援のところと就労に関わる部分です。

意思疎通支援の視覚障害者に対する情報保障というところで、広報でしたり、いろいろなものが仙台市から点訳されたり、音声化されたり、拡大させたりしているということで、今回数も出ていたので、数を見ると何か結構多く出ているように見えるのですが、実際のその数というのは、媒体にいくつという数が、ちょっと今すみません、手元の列が一気に読めないのであれですけども、数が入っていたと思うんですけども、事実上それは何人の方に送っているというふうに見えればいい数字なのかがちょっとよく分かりにくくて、CD何枚でしたり、マスターと合わせてみたいに書いてあるんですけども、どういうことでそういう書き方になっているのか、ちょっと説明していただけるといいかなと思います。

なぜそういうことを聞いているかという、多分、重度視覚障害者1・2級、もしかすると3級を含んだぐらいの視覚障害者の方にそれらの媒体で送っているんだと思うんですけども、私の会にいる会員が200人弱ぐらいで、想定でこの10倍

は視覚障害者がいると言われているという数字から考えると、その数字が本当にどれだけ意味を持った数字なのかなというところで質問というか、そういうふうによっと疑問を持ったというところなんです。ただ、こうやって数字を出していただいたので、そういう媒体がたくさん伝わっているんだな、情報保障されているんだなということは理解できました。ありがとうございます。

それから、就労の部分ですけれども、非常にアイサポートなどが頑張っていたいて、リハビリから就労に関わるところの相談とか、それから会社に出向いているようなサポートをするといったようなところでやっていただいているんだと思うのですが、いまだにやはり通勤ができないから仕事ができないという視覚障害者の方がいます。制度上はというか、同行援護事業を使って視覚障害者が通勤することが実際には可能ということになっているんですけれども、残念ながら事業者がそういうヘルパーを出せない、あるいはそういうふうに対応できないということで、実際にその部分は使われていないんですね。

それがずっとその状態が続いているということなので、そのあたりをなかなか行政側から事業者を増やすとか、この同行援護ができるヘルパーさんを増やすというのは難しいことではあるとは思いますがけれども、仙台市内のこういう事業者全体が実は減っていて、ヘルパーも減っているんですね。今の就労以外のところでも、つまり一般の外出でも、頼んでもヘルパーがいなくてサービスを提供できませんということが会員から結構出てきていますので、何とかこのあたり、外出保障とかそちらも含めて、多分お金の問題でしたりいろいろなことが絡んでいて、その事業所が多分成り立たないからそうなっているんだろうなとは思いますが、視覚障害者が自由に外出したり仕事をしたりする上で必要な部分ですので、何とか少しこちらのほうも押していただけてやっていただけないかなと思いました。よろしくお願ひします。

会 長            ありがとうございます。

後ろのほうは要望なので、前のところ、数字のことをよろしいですか。

事 務 局            障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

先ほどの点字とか声の情報保障、すみません、詳しいところについては後ほどご回答させていただければと思うんですが、こちらのほう例えば点字の市政だよりであれば月に2回で全市版 2,500、延べということですので、月に2回分ということだと、割る 24 とかそういうような感じの数字になってくるのかなというふうには思います。なので、そういった形でのあくまで延べという数字ですので、それがどういった実態になっているのかというのは、ちょっと後日確認させていただいて回答させていただければと思います。

会 長            ありがとうございます。

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第10回）

あと、後ろのほうの高橋さんおっしゃっていただいたヘルパーさんの問題等々については、これは別に視覚障害の方だけではなくて様々なところで言われているところで、このことについてもどこかで少し話す機会をつくって、みんなで共有しながら前に進んでいかないと、地域生活といっても結局孤立してもらうことになってしまうので、重要な提起として本協議会でも受け止めなければいけないのかなと思って聞かせていただきました。一緒に考えていきましょう。ありがとうございます。（「1点、事務局からご説明させていただいてよろしいでしょうか」の声あり）

会 長 はい、お願いいたします。

事務局  
(清水課長) 今、後段ございました就労の件でございます。就労支援特別事業というものを今年度の初めから行っておりました、今お話しありましたように、例えば障害をお持ちの方も含めて就労する際の通勤等にヘルパーの同行援護を利用できるという制度が始まってございます。当初いわゆる報酬の単価が低く設定されておりました、なかなか事業所様のほうでもサポートにつけないというふうな課題がございまして、こちらにつきまして事業所様のほうとのヒアリング等々も行いまして、この2月に一旦報酬の体系をいわゆる引き上げるような形で見直しをしております。そういった形でちょっとより使いやすくなるようなというか、事業所様のほうもサポートに入りやすくなるような形でいったん見直しをしております、引き続きそういったところについても周知しながら、使いやすく、実際にそういったことで就労につながるような形に取り組んでいきたいというふうに思っております。

補足でございました。

会 長 ありがとうございます。

ということは、情報共有しながらどう活用していくのかというのをみんなで話していければというふうに思っております。ありがとうございました。

高橋勝彦委員様の、今日初めてで恐縮でございますが、ご意見、ご感想であればよろしくお願ひしたいと思ひます。

高橋（勝）委員 先ほど、パラリンピックのスポーツのほう、もちろん大事だというふうには思いますが、スポーツだけではなくて文化・芸術のほうですね。いわゆる障害者アートという分野にももう少し行政のほうで力を入れるような働きかけをしていただければ、結構障害のある利用者、すばらしい絵画ですとか、創造性のある作品を作ったりしていますので、今は多分民間ベースでそういう団体さんが中心になって動いているところがあるというふうに思っていますので、その辺についても少し仙台市として力を入れて、新しく建てられる市役所庁舎にそういうのを常設展示できるようなスペースなんかをやっていただければ、より障害者のアート、強いて言えば、それが作品として売れば、彼らのいわゆる経済的なものにもつながっていくというよう

なこともあるというふうに思いますので、ぜひその辺のところについてもお考えしていただければなというふうに思います。

会 長

ありがとうございました。

文化活動ということもとても重要なことですので、芸術ということにも目を向けると。ほかのところに行くと、観光協会の人から障害者の方が作ったものを薦められたりするんですね。「福祉関係の人ですか」と言うと、「いや、観光協会としてやっています」と言われたことがあって、いろいろなところに広がると、ハンカチとか作られたもの、いろいろな小物が売られていて買い求めたことがあるんですけども、そういういろいろなところに障害者の方の活動が結びついていくといいなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

寺田委員さん、先ほどご質問いただいていますけれども……（「個別のお話でちょっと」の声あり）どうぞ。

寺田委員

16分の15の安心して暮らせる生活環境の整備の防災・減災というところの2段階目、災害時要援護者リストの話が載ってまして、自分の情報を町内会などに伝えていただいてもいいから、例えばちょうど1年前に地震がありましたけれども、地震なんかが起きたときに避難所に一人で行けない人を支援していただく制度がこの登録制度ということだと思います。

ここに書いてある実績が、その登録している人数が何人で、そのリストが町内会に配布されたというところまでは大体いつも書いてあるんですけども、そのリストに載った障害者を地域のどなたかが例えば地震が起きて避難所に行くようになったときに支援するような体制ができたかできないかが一番大事な成果なんですけれども、その辺のフォローってやったのかなかなか聞いたことがなくて、町内会とか民生委員さんとかにリストを配って役所は終わりみたいになっていて、これは実は障害の問題だけじゃなくて、高齢者から災害のときに困っているけれども、独り暮らしで不安な人全体に関わる問題で、私も役所にいましたので、どこの役所が中心で進めるかがまだはっきりしていないので進まない、このリストで止まっているという実態が分かった上でお伺いします。

実際にそのリストに載って支援してほしい人に対して支援の体制が地域の町内会なのか、どういう立場の人がそれぞれの地域ごとでいいんですけども、先進事例を集めるまでは大体書いてあるんですけども、うまくいっているところを教わる研修までで止まっていて、実際に体制が整ったかどうかのチェックまで行かない。本当はこの体制を整えば何%は支援者が用意されているという話だと思うんですけども、難しい問題で、個人情報のお話もあるし、そんな責任あるのを引き受けられないという支援者側の立場もあるんですけども、現実に進めるために何かしら工夫は要るんだろなという、障害の所管課にこれを何とかしろというのものなかなか酷なんですけれども、そういった本当の成果が得られるような計画とその促進にだ

んだん変えていけるといいなと思います。

実は参考資料の1というのが配られていて、計画策定全般についてという項目の3段目に、今の例で言いますと、アウトプットじゃなくてアウトカムの本当の成果につながるような計画と実績の評価ができるようにもっと工夫していったほうがいいでしょうということをお願いして、ここに表現していただきましたけれども、リストに載った要援護者に対して支援の体制が整ったのが何%まで来たというのが本当のアウトカムなのか、なかなかそこまで行かないのがまだいくつかあるはずなので、その辺、今後また議論して、なかなか難しい話なので進んでいないんですけれども、何かあったときに実際困るのはその障害のある方とかということなので、そういった問題意識でやっていければなと思ったところです。

会 長            ありがとうございます。

これも課題として考えなきゃいけないんですけれども、実は私、町内会で呼ばれたことがありますして、まず要援護者のリストがあるんですけども、名前を伏せても、ここにいる人は昔からいる人だからどこの誰だかも分かっていると。だから、AとかBとかってしか書かないけれども、Aは誰、Bは誰と分かっているというのがまず1つ。Aさんについてはどうするこうするという話が出るんですけれども、いいよと隣の人がやると言っても、そうすると、ああなるほどと思うのが、「俺、出張あんだけど、出張のとき起こったらどうする」と、みんないろいろ考えるんですね。面倒くさいからやらないじゃなくて、いろいろ考えて、あそこのうちこうだからああだからという話になって、うちもこうだからとかという話になって、結局折り合いついていくんですね。だから、きっかけをつくと結構周りの人、気にかけている人が多くて。

あと、車で避難しなきゃいけないこともあるかもしれないんですけども、「酒飲んだらどうすんの」という、「俺、晩酌するんだけど、どうしたらいいの」という話もされてましたし、具体性があるってすごく私はその場において、こういうところに住んでいれば安心だよねというふうに思って聞かせていただいたことがあったんですけれども、そんなに、「ええ、何だよ、役所のこんなの、どうしていくのや」という感じではなかったもので、もう少し積極的にお願いをするということがすごく重要なのかなということ。

実例で言うと、長野市さんで洪水ありましたよね。大きな洪水があって、あのとき亡くなった方は2人ぐらいいたんですけれども、ああいう大きい洪水の割には割と皆さん逃げたということがあって、そのときの調査をすると、かなり誘い合って逃げているんですよ。かなりの人が誘い合って、極端な話、リヤカーで運んだとかそういう人もいて、なぜかという、もともとつながりがあったというのもすごく多くて、ただあそこは新住民と旧住民が交ざって住んでいるので難しいところなんですけれども、結構うまくいっているというのがあって、それはやはり広報と、それから町内会の活動が、来なくてもいいから情報だけは出していくというのがすご

く重要なところだというふうに教わったので、なるほどと思って聞いていたんですけども、何か敷居が高いとあまり思わないでいったほうが割とうまくいくのかなという。皆さん災害をたくさん経験されているので、そういったところは動きがいいのかなと思って、どこに行っても大体否定的な話はないので、そういったことで障害についても、仙台市でも積極的にできればいいなというふうに思います。余計な話ですみません、ついででしたのでそういう話をさせていただきました。

以上です。

では、三浦先生、ご発言お願いできますでしょうか。

副会長

三浦でございます。

支援には切れ目のない支援ということが非常に重要だと思うんですけども、例えば3ページに、乳幼児から学齢までの間のここも一つの大きな切れ目になってしまふところで、このあたりのところが訪問支援をどうしようかとか、それから学校との情報共有をもっと進める必要があるかというふうに書いてあって、例えば連携できる体制づくりを進めるということが目標としてあるんですけども、具体的にはこれは地域で展開しなければいけないことだと思うんです、仙台市全体じゃなくて。そのあたりの地域で実際にこの切れ目のないところ、例えば高等部卒業から今度就職までというようなところも、これも少し具体的に地域でそういう協議会のようなものをつくろうかというところに少し踏み込んでいったほうが、より切れ目のない支援と、重なってる部分を直接つくるんだというところがもっと明確になっていいのかなというふうに思います。修学前の療育の予算措置を増やしていただいているかというところは非常に重要なところだと思うんですけども、そういう協議体のようなものを、地域の支援システムというようなものをつくっていくことが大事なのかなというふうに思いました。

それから、重症心身障害のところにはヒアリングなども入れていただいて、焦点を当てていただいたのはすごくありがたく思っています。ただ、どうしても地域生活が基本ですから、それを支えるような仕組み、短期入所ですか、というようなところに焦点が当たるんですが、それはやはりあくまでもまだ地域生活って、親、その家族の負担の上に成り立っているところで、その後どうするのかというところもやはり考えていかなきゃいけないと思うんですね。だから、まだいまだに親亡き後の心配をしなければいけないようなそういう仕組みではいけないかなと思うと、もう少し今の地域生活を支えるだけじゃなくて、この後をどう見通していったらいいんだろうということがもう明確になるような計画を目指していくといいのかなと。

そういうことが、強度行動障害のところには割と出ているかなと思うんですが、住まいの場の選択のところでグループホームの充実というのを上げているのはとってもいいところだと思うんですが、強度行動障害は本当に一定の専門性を持った職員のある程度一定の量がどうしても必要になるんですね。大体、職員の補助なんか

をつけてくださっているようですけども、どうなのでしょうね。もう本当に一定の専門性を持った職員をたくさん使わなければいけないような仕事もあるというところをやはり明確にして、実際に今、強度行動障害の人が緊急時に本当に行くところがなくて子どもも困っている。それから、重身の人、本当に福祉サービスも使えなくて、本当に家族とだけ暮らしているというような、こういう状況の地域生活をしているのでは本当の意味での地域生活じゃないのかなというふうに思いますので、強度行動障害のグループホームのことなんかが、より人手をたくさんかけて、しかも研修も大事なんですけど、より専門性の高い職員を採用できるような仕組みという、そういうところも考えていかないと、なかなか地域生活を進めるといことが絵に描いた餅になってしまうのかなというふうには思っています。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

とても重要なところで、忘れてはいけないというところだと思います。ありがとうございます。

皆さんから意見をいただいたんですけども、差別解消とか障害者理解をどうするということ、実は一昨日、三浦先生がいい視点を提案してくださったので、ここで話をさせていただけると。皆さん、真面目に聞いてください。真面目に聞いてください。お願いいたします。

副 会 長

すみません。何とか検定ってよくやっていますよね。仙台市の文化的なことをどれだけ知っているみたいな、ああいうのをやりませんかという話を会長にしたんですよ。差別解消条例検定みたいのをつくって、何ていうんでしょう、すごくグレードが上がって行って、そんなのを子どもから始めたら、子どもたちはどんどんやると思うので面白い展開になるかなというふうなお話をちょっと会長としたところでした。

以上です。

会 長

これは真面目に考えてもいいかなと思うので、検定とか一生懸命予習しているの、ただ私と三浦先生がちょっと落ちたらどうしようというふうに思っていましたけれども。

以上でございます。

では、ここまでにさせていただいて、次のところに進んでよろしいでしょうか、皆様。時間がちょっと過ぎております。申し訳ありません。

## 報告事項

### (1) 次期計画策定に係る国の動向について

会 長           では、次は報告事項のところ、次期計画策定に係る国の動向について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局           障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長）       報告事項の（1）次期計画策定に係る国の動向というところでご説明いたします。

本日、そういった国の動向に関する資料を、資料3-1から資料4-4というところまでご用意させていただきました。このうち資料3-1と3-2というのは国の障害者基本計画に係る資料、それから、こちらの資料は基本計画のパブリックコメントの資料として示されている段階のものです。資料4-1から4-4までの障害福祉計画であるとか、障害児福祉計画に係る資料、こちらのほうは1月の社会保障審議会の資料となっていて、まだどちらかも確定のものではないというところはご留意いただければと思います。

まず、障害者基本計画（第5次）の概要というところでございます。

資料は3-1の「障害者基本計画（第5次）の案」というものをご覧ください。

資料の本文の中で網かけをしているところがあるんですけども、その部分は第4次計画との変更点ということにつけさせていただいたものです。

表紙をおめくりいただきまして、計画の目次というところで一旦ご覧になっていただけますでしょうか。

今回の改定案のところなんですけれども、昨年8月に障害者権利条約に関する政府報告の審査というものがあって、国連の障害者権利委員会によりそうした審査がなされておりまして、その総括初見というところでインクルーシブ教育を受ける権利の認識、それから障害者の脱施設化、それから自立生活支援というところで国連のほうから見解、勧告が示された。そういうところを受けてこの計画だということ意識されているものかなというふうに考えております。

また、この目次のⅡ-3のところ、社会情勢の変化のところなんですけれども、（1）の2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承というところでは、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上、それから心のバリアフリーの継続推進というところがうたわれています。

また、（2）の新型コロナウイルス感染症拡大とその対応というところでは、計画に掲げられる各種施策について、もろもろ感染症拡大時、災害発生時などそういった非常時にどのようにするかというようなところ、障害者が受ける影響などに留意しながら取組を進めるというような視点がございました。

（3）の持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）というところも書いておりまして、よく大坂先生がおっしゃる「誰一人取り残さない」というSDGsの理念、そういったことで共生社会の実現に向けて、当事者、行政機関、事業者などが協力して取組を推進する、そういったことがうたわれております。

そうしたことを踏まえまして、資料本編の2ページをご覧くださいと思います。

そうした考え方のもと、この計画を通じて実現を目指すべき社会ということで4つの項目が示されております。ちょうど2ページの下段のほう、そちらをご紹介します。

まず、1つ目が、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会、次に、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会、3つ目として、デジタルの活用により国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会、4つ目として、障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会、この4つの目指すべき社会というものを念頭に、その実現に向けて取組を進めるものが重要というふうにされておまして、この後、この計画の本文のほうでは、計画の基本的な考え方、各分野における障害者施策の基本的な方向性というものが記載されておりますけれども、そちらのほうは後ほどご覧いただければと思います。

次に、障害福祉計画、それから障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについてのご説明というところです。

1月の協議会でもご説明させていただきましたが、今回、私たちが策定する3つの計画のうち、3年間の障害福祉計画、それから障害児福祉計画につきましては、国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針に示される目標値であるとか指標、そういったものに沿って策定する必要があります。現在、国で基本指針の見直し作業が進められておりますけれども、今回、先ほどお伝えしたように1月23日に開催された社会保障審議会障害者部会の資料をお示ししております。

基本指針における具体的な目標の案については、資料4-2の「成果目標及び活動指標について」に掲載されておりますので、こちらご覧いただきたいと思っております。

資料4-2の1ページ、スライドの1のところをご覧いただきたいんですが、基本指針ではこの成果指標1から7といったところの7つの成果指標が掲げられております。

資料をおめくりいただきまして、成果目標の①「施設入所者の地域生活への移行」というところですが、こちらの基本指針の案というところでは、成果目標①-1として、ちょっと網かけになっている、箱囲みになっているところ書いてございますけれども、施設入所者の地域生活への移行に関する目標について、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、次のページにお進みいただきまして、成果目標①-2施設入所者数の削減に関する目標については、同じく5%以上削減することというふうにされております。

成果目標②、この精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の部分は県の対応となりますので、ちょっと省略させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、成果目標の③「地域生活支援の充実」になります。③-1として、地域生活支援の充実に関する目標というところになります。

地域生活支援に関する目標ですと、地域生活支援拠点の整備に関する目標が掲げられておりますほか、③-2として、新たに強度行動障害を有する者への支援体制の充実というところで、令和8年度末までに支援体制の整備を進めることというふうにされております。

資料をおめくりいただきまして、成果目標の④「福祉施設から一般就労への移行等」というところですが、こちらは細かい字でいくつか目標が示されておりますけれども、成果目標④-1のところでは、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすること、新たに就労移行支援事業所で一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすること、④-2のほうでは、就労定着支援事業の利用者数を令和8年度末で令和3年度末実績の1.41倍以上とすること、就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすること、そうした数値的な目標が掲げられています。

成果目標⑤の「障害児支援の提供体制の整備等」になります。資料をおめくりいただきまして⑤-1につきましては、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の整備について、⑤-3のところになりますと、重症心身障害児・医療的ケア児支援について、⑤-4で新たに障害児入所施設からの円滑な移行というところについてそれぞれ目標が示されているところでございます。

資料をまたおめくりいただきまして、成果目標⑥「相談支援体制の充実・強化等」というところです。この成果目標の⑥では、基幹相談支援センターの設置、地域相談支援体制の強化を図る体制を確保することということが目標として掲げられています。

成果目標の⑦「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築」につきましては、令和8年度末までに都道府県・市町村において体制を構築することというふうにされております。

この資料をもう一枚おめくりいただきますと、今度、活動指標の全体像というところがございます。こちらのほうは障害福祉サービス等の種別ごとにそれぞれ見込みを立てる際の勘案事項ということで記載がなされております。細かいところは省略させていただきます。

このような、今ご説明した成果目標や活動指標につきましては、この内容を本市の障害福祉計画であるとか、障害児福祉計画に反映させるものというふうになっております。お手元に現行の障害福祉計画（第6期）・障害福祉計画（第2期）の冊子がありましたら、9ページをご覧くださいなのですが、お手元にはございませんでしょうか。現行のほうですので、こちらのほうの冊子になります。もしお手元にない方がいらっしゃったらお手を挙げていただければ、今担当の者がお渡しいたしますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

こちら9ページのほうをご覧くださいませ。こちらに到達目標ということで掲載させております。先ほどご説明した国の成果目標というところ、本市の計画では

この到達目標ということで設定してございます。この冊子を1ページおめくりいただきますと、10ページ以降に具体的な数値を掲載しております。ただ、10ページに掲載しております福祉施設の入所者の地域生活移行というところだと、国の基本指針にはこの3年前の時点では、施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することというふうに国の成果目標ではされておったんですけども、この基本指針にある成果目標が本市の現状に合わないという場合もございます。その際には、指針の趣旨に沿った形で本市独自に目標を設定するというのもございます。この福祉施設の入所者の地域生活への移行につきましては、6%以上が移行というふうに国の指針ではなされておりましたが、仙台市のほうは重い障害等のために地域生活への移行が困難な方もいるという現状を踏まえて、引き続き、前期計画の目標人数を維持ということで横ばいというような目標とさせていただいている、こういった現状もございます。こうした形で成果目標を踏まえて、この到達目標という本市の独自の目標ということで設定をさせていただいております。

また、国の基本指針にいう活動指標のところですけども、この冊子の17ページ、一旦ご覧いただけますでしょうか。17ページ以降に障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策というところで書いてございます。この見込量というのが、今回国の見込量を設定する場合にこの国の基本指針による活動指標というものを反映させていただいております。具体的な数値につきましては冊子の21ページ以降、こちらのほうに掲載してございます。

こうした国の基本指針に沿いまして、ただ私たち仙台市の事情も勘案しながら、この到達目標であるとか、見込量というものを設定していく、そういった作業を今後してまいります。新たな計画策定に当たりまして、こういった目標についても今後検討していくこととなります。具体的には数値のほうを算定させていただいて、資料として提示させていただいてご審議いただく、そういった形になろうかと思っております。

長くなりましたけれども、こちらの国の動向等につきまして説明は以上となります。

会 長            ありがとうございます。

これは国の説明ですので、この場でということではないと思いますが、何かご質問ある方いらっしゃいますか。

#### (5) その他

会 長            なければ、その他に移りたいと思います。

皆様のほうから何かございますでしょうか。お願いいたします。

高橋（秀）委員      仙台市視覚障害者協会の高橋です。

SNSやいろいろなものでもしかしたら見られた方もいると思いますが、視覚障

害者のことで話題になっていることがあります。仙台にもありますアンパンマンミュージアムに、施設内ですけれども点字ブロックが敷設されています。その点字ブロックに、アンパンマンが描いてある点字ブロックがあるんだそうです。いわゆる隠れアンパンマンというやつですね。全国にアンパンマンミュージアムが5か所あって、その中のその隠れアンパンマンが描いてある点字ブロックが仙台と神戸の2か所にあるそうです。これは開館当時からあるものなんだそうですが、ちょっと前から視覚障害者当事者がこれは危険ではないかという投書というか、意見を出したそうです。質問状のようなものですね。質問状は、なぜそんな点字ブロックにアンパンマンの顔を描いていた、どんな意味を持ってそれはやったのかと。安全対策は何かしているのかと。一応子どもたちがしゃがんでその絵を見たら危険ではないのか。そういうことを考えて敷設したのかというような質問状を出したんだそうです。

当初、アンパンマンミュージアムを運営している会社のほうではお答えできませんと、回答しませんといったようなことで言ったんだそうですが、たくさんその後投書がどんどん寄せられて、回答しなくてはならない状況に追い詰められたんだそうです。残念ながら経緯は、点字ブロックを作ったというか、アンパンマンの絵をどのようなことで描いたのかというのは、もうその方がいらっしやらないということでお答えできませんということなんだそうです。それから、安全対策を何かしているかというところでは、実際には隠れアンパンマンを探せという表示でしたり、そういうような呼びかけをしているわけでもないし、これまでにそんな事故が起こったことはないということでしたけれども、最終的には、皆様のご意見を真摯に受けとめて、この点字ブロックは元の本来的の何も書いてない点字ブロックに戻しますという回答になったそうです。

これはもう決定事項というか、3月14日のところでそういう回答が得られたということで、皆さんどのように思われるかなと思ってちょっとこれを言っているわけですが、僕はですけれども、アンパンマン自身が別にももちろん悪いわけでもないし、点字ブロックに確かに絵を描くことでそこに注意が行って安全が損なわれるということあり得るかもしれませんが、これはミュージアムの中の話ですので、視覚障害者がそこをたくさん通るわけではなく、子どもたちは基本、両親とか友達と一緒に楽しんでいるわけですよ。そこに視覚障害者が1人でその点字ブロックを歩いているわけでもないの、僕はですけれども感覚的に、これを子どもたちの点字ブロックの啓発に使えばよかったんじゃないかなと思ったんですよ。つまり、アンパンマンは点字ブロックを守ってくれているんだよ。視覚障害者のための点字ブロックを守ってくれるんだから、僕らも一緒に守ろうよという方向に何で行かなかったのかなと思ったというところで、一応当事者の一人の意見として、このアンパンマンミュージアム、隠れアンパンマンの問題について考えてみたというところです。

ということで情報提供の一つでした。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。

## 令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第10回）

私も高橋さんと同じです。何が危ないのかということが僕には分からないので、しかも事故もないということであれば。あれと似ていますよね、何でしたっけ。長野で一人の人が苦情を言ったから児童公園が消えると、同じような感じが僕はね、しましたけれども。興味を持ってもらったほうがいろいろ障害の理解につながるのかなというふうに、何で必要なのかというのをその上で話題にさせていただくと、だから塞いじゃいけないんだよねという、ここでも話題になってくるような点字ブロックの上に物を置かないとか、そういうことが共有できればいいのかなというふうに思って聞きました。ありがとうございました。

では、時間が過ぎて申し訳なかったです。事務局にお返ししたいと思います。

### （6）閉会

事務局

大坂会長，議事進行ありがとうございました。

最後に，事務的なご連絡を申し上げます。

本日の議事録についてですが，事務局にて案を作成の上，委員の皆様にお送りいたします。こちらに修正のご意見などをいただきまして，事務局で修正作業を行って，議事録として決定させていただきます。

また，本日の議事内容や資料について，追加のご意見，ご質問などございましたら，机上にお配りしておりますご意見票にて，期限が短く恐縮ですが，3月22日水曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。こちらの様式は，後ほどメールでも送付させていただきます。

令和4年度の協議会は，本日が最後の会となります。1年間にわたり様々ご議論いただきまして，誠にありがとうございました。

次年度の協議会につきましては，先ほどの資料2の中でもご案内していましたが，令和5年5月25日木曜日に第1回の開催を予定しております。

事務局からの連絡は以上となります。

それでは，以上をもちまして令和4年度第10回仙台市障害者施策推進協議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

署名人

菅野 淑江 